

平成25年7月21日

宝塚市役所 市税収納課

辻課長

TEL0797-772-163

FAX0797-721-419

竹崎最高裁長官

FAX03-3264-5691

札幌高検検事長

FAX011-222-7357

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL011-784-4046

FAX011-784-5504

@国策金融泥棒制度は、刑法犯罪です、なお、住民基本台帳カード、金融泥棒制度の武器は、札幌市では、戸籍に死亡届が記載されれば、失効させる手続きに変わりました

1、貴殿等が日本国民、憲法、法律を蹂躪し、国内テロの一環として凶行し続けている、国策金融資産泥棒制度、金融機関、保険会社に預けられている金融資産強盗制度の武器の一つである、契約書の住基カードを盗み、悪用して、カード本人の預金を盗んで通す制度は「札幌市の場合、いきなり”戸籍に当事者死亡と記載されれば、戸籍と連動させて、住基カードを失効させる手続きに変わったと、先週確認しました”これで、当事者死亡後に、このカードと通帳を盗み、他者の手で死人の金融資産を、有印私文書偽造、行使犯罪とあわせて、盗んで通す、司法遺産泥棒制度も、拙くなったでしょう」

2、しかし、現実に、この手口での遺産窃盗、金融泥棒犯罪が、無数に行われ、通され続けていますし「今でも、当事者が死去して戸籍にも記載されても”目的外使用が横行している住基カード、パスポート、運転免許証、障害者手帳は、当事者死亡と戸籍に掲載されても、他者が当事者として、悪用し放題のまま通る状況のままです”回収を、故意にしないし、目的外の身分証明に悪用を止めると、行政、法曹権力が困りますから」

3、さて、こうなりますと「石川絹江さんの死去が戸籍に記載された後、絹江さんの長男の嫁が、絹江さんの預金、保険積立金を、絹江さんとして盗んだ、絹江さんから盗んだ預金通帳、保険証券、住基カードを悪用して盗んだ、この行為事実を、公式に適法犯罪と認定までした、警察、法曹三者、とちぎん、ゆうちょ、あいおいニッセイ同和損保、金融庁、財務省、国税による犯罪の責任は、どうなるのかですし」住基カードも、当事者死去により、死去時点で失効が法の規定なのに、死去後も当事者を生きている、と偽り、通している、国家犯罪責任の扱いも、どうなるのでしょうかね。

3、先日、宝塚市役所にも送りました「石川絹江さんが、自分が死去後にJAに出向き、自分の預金を、預金解約書類を、死人なのに記載し、引き出して持ち帰った事件の証拠、住基カードも使った証拠一式書類でも”当事者死去後も、当事者は生き続けて、自分の預けた金融資産を、自分が窓口に出向いて、書類も記載し、お金を回収している現実が、良く証明されたでしょう”」

4、そして「金融機関の職員が、この国策金融泥棒犯罪をなぞった場合には”国家権力からの指示通り、国策金融泥棒証拠一式を破棄している事実も、正しく証明されているでしょう”」苫前農協事件、職員が顧客の預金を、有印私文書偽造、行使で抜いた事件では、この行為後8ヶ月で犯罪証拠書類を破棄していますが、絹江さん事件では、とちぎのJAが、事件後3年以上、証拠書類を保存して有りましたからね。

5、宝塚市役所市税収納課による、放火犯人さんの固定資産税滞納金員窃盗が、どう言う犯罪だったか、きちんと認識、自覚出来たでしょう「本当に一番先に、犯罪行為を行った責任に置いて、法で処断されるべきなのは、国家犯罪行使権力でしょう」

6、当会は、こうした国策犯罪、司法、行政、警察犯罪に対しても、合憲、合法、社会正義を持って対抗しています、犯罪には手を染めません、一方、国家犯罪権力の打っている手は、犯罪を重ねて自己正当化を実現させる、冤罪を被せて国家犯罪を追及する平民を粛清する、暴力を行使し、させて粛清する、公式に合法処理が不可能な、犯罪の適法化判決を重ねる、です、中国、朝鮮を崇拜し、かの犯罪国家をそのまま真似ているのです、日本の国家犯罪権力は。

平成25年6月10日

北海道新聞社 社主

TEL 011-210-5555

FAX 011-210-5556

道新旭川支局報道部

TEL 0166-21-2516 加藤 本

FAX 0166-21-2517

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@別紙道新記事事件、今年5月29日33面「元農協職員横領容疑は不起訴」「民事裁判で関与認め賠償命令」との」記事は、人権犯罪を糊塗した報道犯罪の一環と言うべきでしょう

1、上記事件報道記事は「そもそも、初めから彼女、阿部00さんを有罪と断じ、偽名で彼女が口座を開設していた、との罪状、有印私文書偽造、行使の罪状で逮捕、拘留し続けて、拘留期限が切れて、業務上横領容疑で再逮捕した事件で、実名報道された事件です」別件逮捕、拘留の時点で大問題でしょう。

2、この事件でも「国策預金、保険積立金窃盗制度、金融機関相手に、契約者の氏名、押印を、役人、弁護士、裁判官、書記官が偽造を命じ、金融資産を闇で盗ませ、差し出させている国策犯罪制度を倣った定番手法が取られました」私が苫前農協に確認して有ります。

3、この預金窃盗国策制度を踏襲したなら「偽造した預金引き出し、解約書類を、速やかに金融機関側で破棄する、隠蔽するとして” どうやって預金が引き出されたか、証拠を残さない” 手続きを常に取り、国策犯罪、預金窃盗制度の踏襲が行われた事実を、農協職員は認めています」故意に犯人を正しく特定出来る証拠を破棄したのですよ、預金窃盗犯罪主犯、実行犯は農協でしょう。

4、この実名報道された事件では「初めの逮捕容疑罪状扱いまで不起訴と

なった、刑事訴訟法根拠が示されていない」「業務上横領罪は、彼女にはそもそも適用されない、農協が顧客の預金喪失の証拠を、故意に破棄したのだから、犯人を隠避した事が犯罪なのだから、彼女を告訴出来る筈が無かった」「彼女が偽名口座に預けていた、と言う1,100万円を超える預金とやらが、正しく刑法犯罪によって入手された、との刑事訴訟法による証明も果たせていないのに、彼女を顧客の預金を盗んだ犯人、と断じて実名報道した」「苫前農協には”保険から消えた顧客の預金の内、1,000万円を填補させられる資格は無い筈、犯罪証拠を抹殺した、犯罪者なのだから”」

5、この事件の内容から見て、実名報道出来た筈が無いでしょう、民事裁判の内容、判決の、完全に法律を蹂躪しています「元々存在していた、農協で故意に廃棄して、犯人を不明とさせた、引き出し、解約書類の問題を、故意に無い事として、思い込みだけで訴訟を提起し、裁判を行い、判決を下しています、魔女狩り裁判でしょう」

6、そもそも「彼女が真犯人かどうかを、証拠の抹殺によって不明とした事実の責任が最大でしょう、こんな刑事、民事訴訟法扱いは、法律的にも通せませんし、彼女を複数回実名報道して、当然不起訴だった責任を、警察、法曹三者、マスコミがどう取るのでしょうか、人権犯罪ですよ」

でこ代のたをらんさ
海 跡やいたをらんさ

元農協職員 横領容疑は不起訴

関与認め賠償命令

旭川地裁

【旭川】組合員の定期貯金を無断で解約し、苦

前町農協(留萌管内苦前町)が元職員(女性)の横領(26)を相手取り損害賠償を求めた訴訟の判決が28日、旭川地裁であった。田口治美裁判長は農協側の主張をほぼ全面的に認め、元職員に請求通り110万円の支払いを命じた。元職員は2011年11月、定期貯金を着服したとして業務上横領容疑で羽幌署に逮捕されたが、容疑を否認。

12年3月に旭川地検は嫌疑不十分で不起訴処分とした。今回の民事判決は刑事処分と異なる判断を示した。判決では、元職員が農協で金融係を担当していた09年5月、計12回にわたり組合員6人の定期貯金口座を無断で解約し、計1億61万円を引き出したと認定。元職員に対して、引き出された貯金のうち、保険で穴埋め

されなかった110万円を支払うよう命じた。

判決理由で田口裁判長は、「金融係の担当職員以外で解約や引き出しを行うのは不可能」と指摘した上で、元職員が機械操作などの業務に精通している点や操作時刻の記録などを根拠に「(元職員が)無断解約したと推認される」とし、「無断解約は他の担当者も可能だった」との元職員側の主張を退けた。同農協の代理人弁護士は「検察が不起訴としたことが疑問。検察審査会への申し立ても含め、今後の対応を検討したい」と話した。一方、元職員の代理人弁護士は「主張が認められず残念。本人と相談して対応を決めた」と述べた。

TEL 21-2516
FAX 0166-21-2517
報道 取材 支社